

国 土 建 第 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 4 7 年建設省告示第 3 5 1 号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成 1 9 年に行われた告示改正（平成 1 9 年国土交通省告示第 4 3 8 号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成 1 9 年 3 月 3 0 日付け国総建第 3 9 5 号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のため、告示第 1 号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、許可を受けようとする建設業についてのものとなるよう、別添のとおり通知を改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長、沖縄総合事務局開発建設部長及び各都道府県建設業主管部局長に通知したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の通知は平成 2 5 年 7 月 1 日より適用されることとなっております。

○経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成十九年国総建第三百九十五号）

改正	一 告示第一号イについて (1) (略) (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。
現行	一 告示第一号イについて (1) (略) (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。